

京都府高等学校吹奏楽連盟規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は京都府高等学校吹奏楽連盟と称する。

第2条 (所在地)

本連盟の所在地は理事長の勤務先とする。

第3条 (組織)

本連盟は京都府下における各高等学校等の吹奏楽部をもって組織し、社団法人全日本吹奏楽連盟の正会員京都府吹奏楽連盟に属する。

第2章 目的および事業

第4条 (目的)

本連盟は吹奏楽を通じ高等学校等の生徒の情操かん養に資し、併せて相互の親睦と技術の向上を図ることを目的とする。

第5条 (事業)

本連盟は目的達成のために下記の事業を行う。

演奏会 パレード・マーチング 研究会 (講演・講習) コンクール
その他必要な事業

第3章 理事、役員および監事

第6条 (理事及び役員)

- 1 理事は各加盟団体顧問をもってあてる。
- 2 本連盟に理事の中から下記の役員をおき連盟の運営を行う。

理事長 1名

副理事長 2名

事務局長 1名

会計 1名

常任理事 7名

第7条 (役員を選出)

- 1 理事長は、常任理事の中から選出された推薦委員が候補者を推薦し、総会の承認を経て決定する。
- 2 副理事長、事務局長、常任理事、会計は理事長が指名する。役員12名の構成は府立5名、市立2名、私立5名とする。

第8条 (役員の職務)

- 1 理事長は本連盟を代表する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときまたは欠けたとき、理事長が予め指名した順序によってその職務を代理し、またその職務を行う。
- 3 事務局長は本連盟の庶務を担当し、各会議を運営する。
- 4 会計は本連盟の会計を担当する。
- 5 常任理事は常任理事会を組織し本連盟の運営を審議し執行する。

第9条 (監事)

- 1 本連盟には監事2名を置く。
- 2 監事は総会で選出する。

第10条 (監事の職務)

本連盟の会計状況を監査し総会において報告および助言を行う。

第11条 (役員任期)

- 1 役員任期は二年とし、再任はさまたげない。
- 2 補欠により選任された役員任期は前任者残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第12条 (役員解任)

役員が次の各号の一に該当するときは、常任理事会において4分の3以上の議決により解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章 加盟ならびに会費

第13条 (加盟)

- 1 各団体は本連盟所定の申込用紙に必要事項を記載の上、毎年継続届けを提出し年間会費を納入する。また、新規加盟団体は入会金を要する。これらの納付金はいかなる事由があっても、返還しない。
- 2 会費等については別途定める。

第14条（運営費）

本連盟の経費は加盟団体の会費ならびに補助金その他の収入をもってあてる。

第15条（上納金）

- 1 本連盟は京都府吹奏楽連盟に分担金を上納する。
- 2 分担金の金額については京都府吹奏楽連盟規約の定める額とする。

第16条（会計年度）

本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会長・副会長および顧問等

第17条（会長）

- 1 本連盟に会長・副会長を置くことができる。
- 2 会長・副会長は特に支障がない限り理事長・副理事長の勤務先学校長をあてる。

第18条（顧問等）

- 1 本連盟に顧問ならびに参与を若干名置くことができる。
- 2 顧問および参与は常任理事会において推薦し、理事長が委嘱する。

第6章 会議

第19条（総会）

- 1 総会は定例総会と臨時総会に分けて理事長が招集する。本連盟の理事をもって構成する。本会議は本連盟の事業および予算決算、その他重要と認められる事項を審議する。
- 2 総会は加盟団体数の3分の2以上の団体の出席をもって成立し、決議事項については、各団体1票を有し、出席団体の過半数をもって議決とする。
- 3 委任状を提出した団体については、出席したものとする。

第20条（常任理事会）

常任理事会は理事長が招集し、理事長・副理事長・事務局長および会計・常任理事をもって構

成する。本会議は本連盟の運営を審議する。

第21条（三役会）

三役会は理事長が招集し、理事長・副理事長・事務局長をもって構成する。本会議は本連盟に関する重要事項を審議する。

第5章 付 則

第22条 本連盟規約に記載しない事項、細則および改正は本連盟の常任理事会において決定することができる。

以上

昭和45年5月 制定

昭和60年6月 1日 改正

平成15年2月21日 改正